条例

埼 玉県民 生委員の定数を定める条例 *⊕* 部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九_日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の 一部を改 正する条 例

部 を次のように改正する。 埼玉 県民生委員の定数を定める条例 (平成二十六年埼玉県条例第十二号) の

に改め、 七十三人」を「百七十五人」に改め、 百九十一人」に改め、 項 の項中「八十四人」を「八十六人」 「二百四十七人」に改め、 中 め、同表滑 表坂戸市の 本則の表行田市の 「四百九十六人」 同表上尾市の Ш 項中「百四十九人」を「百五十人」に改め、 町 の項中「四十一人」を「四十三人」に改める。 項中「三百二十五人」を「三百三十人」 同表北本市の項中「百四十九人」を「百五十一人」に改め、 を「五百人」に改め、 項中「百五十七人」 同表春日部市の に改め、 同表白岡市の項中「百五人」 項中 を 同表久喜市の項中「二百九十人」を「二 同表加須市 「百六十七 「三百四十七人」 人に の項中「二百三十六人」 同表ふじみ野 に改め、 改 を「三百四十五人」 め、 を「百八人」に 同表所沢市 市の項中「百 同表志木市 \mathcal{O}

附則

」の条例は、令和四年十二月一日から施行する。